

第135回  
青森県都市計画審議会  
議事録

平成24年10月26日（金）

日 時：平成24年10月26日（金） 午後1時30分から

場 所：青森県庁 西棟8階中会議室

出席者：委員 山本 恭逸  
委員 氏家 良博  
委員 田中 正子  
委員 板垣 美保  
委員 福士 譲  
委員 滝沢 求  
委員 川名 義章 （代理：斉藤 紳治）  
委員 五十嵐 太乙 （代理：佐藤 吉治）  
委員 徳山 日出男 （代理：盛谷 明弘）  
委員 長谷川 伸一 （代理：田中 和男）  
委員 山本 有一 （代理：山口 浩）

以上11名出席

案 件：議案第1号 十和田都市計画道路の変更（青森県決定）について

議案第2号 東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
（青森県決定）について

議案第3号 上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
（青森県決定）について

議案第4号 八戸都市計画臨港地区の変更（青森県決定）について

(司会)

ただいまから、第135回青森県都市計画審議会を開会いたします。今回、第1号委員の任期満了に伴う改選と、第2号委員の人事異動により、お手元の青森県都市計画審議会委員名簿のとおり委員に変動がございましたので、ここで出席委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様方でございます。まず、再任された委員の方々でございます。

青森公立大学教授の山本恭逸様でございます。

弘前大学教授の氏家良博様でございます。

社団法人青森観光コンベンション協会の田中正子様でございます。

次に、新たに委員となられた方でございます。

県の公募によりご就任いただきました、フクシアンドフクシ建築事務所代表の福士讓様でございます。

第2号委員は、関係行政機関の皆様方でございます。

東北財務局青森財務事務所長の川名義章様でございますが、本日は代理として斉藤紳治様が出席されております。

東北農政局長の五十嵐太乙様でございますが、本日は代理として佐藤吉治様が出席されております。

東北地方整備局長の徳山日出男様でございますが、本日は代理として青森河川国道事務所の盛谷明弘様が出席されております。

東北運輸局長の長谷川伸一様でございますが、本日は代理として青森運輸支局の田中和男様が出席されております。

青森県警察本部長の山本有一様でございますが、本日は代理として山口浩様が出席されております。

ご紹介が遅れましたが、第1号委員の社団法人青森県建築士会の板垣美保様でございます。

第4号委員は、県議会議員の方でございます。

滝沢求様でございます。

また、本日は欠席されておりますが、第1号委員として青森県ビックウーマンの佐々木弘子様、第2号委員として東北経済産業局長の山田尚義様、第3号

委員として青森県市長会会長の鹿内博様、第4号委員として県議会議員の森内之保留様、西谷洸様、第5号委員として青森県町村議会議長会会長の白石洋様にご就任いただいております。

本日の出席状況につきましては、委員17名のうち、11名が出席されており、出席者の総数が過半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をさせていただきます。

今回から新たに幹事を務めます、青森県県土整備部都市計画課長の三橋友吉です。

青森県県土整備部建築住宅課長の原田佳道ですが、本日は所用により欠席とさせていただきます。

今回は、第1号委員の改選後、初めての審議会でございますので、改めて会長を選任することとなります。このことについて事務局から説明をお願いいたします。

(三橋幹事)

それでは説明させていただきます。青森県都市計画審議会会長は、青森県附属機関に関する条例によりまして、第1号委員の学識経験を有する者として委嘱された委員のうちから、委員の互選によることとなっております。9月に改選があったため、新たに会長を選任することとなりますが、事務局といたしましては、第1号委員6名のうち5名が再任となっており、前会長であります山本委員も再任されていることから、引き続き山本委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三橋幹事)

ありがとうございます。各委員のご賛同を得ましたので、山本委員に会長をお願いしたいと存じますが、山本委員よろしいでしょうか。

(山本委員)

務めさせていただきます。

(三橋幹事)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、会長にご就任いただきました山本委員には会長席へお願いいたします。早速ではございますが、山本会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

(山本会長)

このたび選任いただきました山本です。私は都市計画が専門ではなく、むしろビジネスの観点から都市計画を見てきたと思っております。とくに、去年は3.11という不幸な災害がございました。世間的に見ると、青森県は被災県ではないという見方もあるかと思いますが、私は青森県も被災県であるということをおちこちで言って回っております。私自身、地域の研究者として、どこから頼まれたというわけではないのですが、青森県、岩手県、宮城県の被災企業の調査を、暇を見つけてはやって参りました。本当に、個人個人がダメージを受けた以上に、ビジネスの世界の人たちはダメージを受けておりました。復興できるところはまだいいのですが、復興の目処すら立っていない、この機会に廃業してしまったというところも多く、大変胸の痛む思いです。とくに、地域の人口が右肩下がりであるということが確実となってしまいまして、それに関連して希望を失っている方が大変多いように思うわけでございますが、人口が減少しても経済活動は右肩上がりで、少なくとも横ばいでいくような経済運営がなされるのが本来の筋ではないか、と思っております。

人口が減少するということを想定して、これからの地域づくりというものを念頭に置かなければならないわけですが、そういったネガティブなことだけではなくて、将来に希望を持てるような地域づくり、計画づくりに貢献するような都市計画でありたいというふうに思っております。

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。ここで会長の職務代理者を決めていただきたいと思います。青森県附属機関に関する条例により、会長が指定することとなっておりますので、山本会長、よろしくお願いいたします。

(山本会長)

会長職務代理者の指定とのごことでございますので、前回に引き続き氏家委員にお願いしたいと思っております。

(氏家委員)

務めさせていただきます。

(司会)

それでは、本日は青森県から付議された4件の議案について、ご審議のほどよろしくお願いたします。

まず、お配りしております資料の確認を行わせていただきます。

1ページに第135回青森県都市計画審議会次第、2ページに委員名簿および出席状況、3ページに委員席図となります。

議案書です。

A3判横の議案第1号から第4号までの参考資料です。

A4判縦の資料1-1から2-1が「整備、開発及び保全の方針」の案です。

A3判横の資料1-2から2-2が「整備、開発及び保全の方針」の新旧対照です。

不足などございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、山本議長、議事の進行をよろしくお願いたします。

(山本議長)

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

ここで慣例によりまして、私の方から議事録署名委員2名を指名させていただきます。氏家委員と板垣委員にお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。まず、議案第1号「十和田都市計画道路の変更（青森県決定）」について、ご審議をお願いいたします。議案の内容について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号「十和田都市計画道路の変更（青森県決定）」について、説明いたします。はじめに、都市計画道路やその見直しの背景などについて、説明いたしまして、その後に具体的変更について説明させていただきます。正面のスクリーンをご覧になりながら、説明をお聞きください。

まず、都市計画道路についてです。都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて決定している道路のことです。

次に、目的とその効果です。都市計画道路に決定することにより、事前にそのルートを示すことができ、その決定された範囲に建築制限がかかるほか、事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に行うことができるようになります。

この建築制限について、簡単に説明いたします。この図は、建築制限のイメージを図にしたものです。この黒い線が現在の道路の幅を示した線です。この青い点線が都市計画道路の幅を示す線です。建築制限を受けるのは黒い線と青い点線の間区域になり、ほとんどが民間の土地となっております。

この制限区域において、基本的には建築物を建てる際は2階以下で地階を有しない建築物であり、かつ比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ建築することができないこととなっております。

また、都市計画道路を整備する事業を、通常、街路事業と言っており、例えば、現道の幅員が8mの道路について、幅員16mで都市計画決定されている場合、計画区間を一律に計画決定幅の16mで整備する事業のことです。

この写真は、街路事業の整備後の写真です。すべての区間が計画決定幅で整備されています。都市計画決定を行い、街路事業を実施することにより、このような整備が可能となります。

青森県の都市計画道路を取り巻く環境について、5点ほど述べさせていただきます。

まず1点目として、県全体の人口は、平成17年の国勢調査では約143万人となっておりますが、厚生労働省の施設機関である国立社会保障・人口問題研究所の推計では、30年後には約3割減少する予測となっております。

2点目として、国土交通省では将来交通の需要予測を5年ごとに出しております。その交通需要予測値を、近年は、常に実績値が上回っていましたが、平成18年に-5.8%と下回りました。

3点目として、青森県の自動車保有台数がはじめて平成19年度から減少しはじめております。

4点目として、社会資本整備費の縮小が続いております。このような中で、事業効果を上げるため、選択と集中による事業の実施や現道等の既存ストックのより一層の活用が求められています。

5点目として、青森県の都市計画決定されている路線で未改良のもののうち、約半数が都市計画決定から30年以上未着手のままとなっている状況が挙げられます。

見直し前の都市計画道路は、高度経済成長期の人口増加、右肩上がりの経済成長、交通量の増大、市街地の拡大などの時代にその多くを決定しております。しかしながら、いま説明いたしましたように、人口の急激な減少、経済の低成長、交通量の減少、自動車保有台数の減少など、社会経済情勢は大きく変化しており、この変化を踏まえて、今回、全体的な見直しを行っているものです。

また、国においても、こうした状況を踏まえ、都市計画道路の見直しを行うよう各自治体へ働きかけております。

見直しに当たっては、都市計画道路としての必要性、代替道路の有無、事業実現性、将来交通需要推計の結果等を総合的に勘案し、都市計画道路の見直しパターンを、継続、変更、廃止の3パターンに分類しております。

このうち、変更につきましては、将来交通需要推計の結果から、現況道路幅員に合わせて計画幅員を変更することが妥当と判断された路線、事業実現性から現況道路に合わせて計画線形を変更することが妥当と判断された路線などが該当します。

また、廃止につきましては、代替道路の有無や将来交通需要推計を勘案した結果、都市計画道路として一律の幅員で整備する必要性が低いと判断された路線等が該当します。

以上の観点から見直しを行っていますが、今回の見直しに当たっては、基礎自治体である十和田市の意向に十分配慮して見直しを行っております。

今回の見直しにより、都市計画道路を廃止したからといって、その道路を今後整備しないということではありません。例えば、部分的に通学路等のため歩道の整備が必要な場合は、街路事業で路線全線を同じ計画幅で一律に整備するのではなく、歩道だけの整備を行う、あるいは、交差点の混雑が激しい場合は、交差点改良や右折や左折レーンの部分拡幅を行うといったように、交通環境や整備の緊急性等を総合的に考慮しながら、その地区にあった局部改良を行うな

ど、現在の道路、いわゆる既存のストックを最大限に活用した整備手法に方向転換していくということでございます。

また、都市計画決定している道路の区域には、民間の土地が多く含まれています。その区域は、都市計画決定している間、建築制限がかかった状態が続くこととなります。将来の都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには長い期間を要することから、その建築制限は必要となりますが、特に交通需要の増加が見込まれない都市計画道路は、見直しを行い、建築制限を外す必要があると考えています。

今後も都市計画道路を取り巻く環境の変化が予想されることから、おおむね5年ごとに定期的な見直しを行うこととしております。

それでは、「十和田都市計画道路の変更」の具体的な内容について説明いたします。議案書は1ページ、参考資料も1ページからとなります。

参考資料の2ページの表をご覧ください。変更路線は、7路線となります。このうち①、②などの番号が付いていない路線につきましては、車線数の決定のみの変更で、区域、線形、延長などの実質的な変更はございません。区域や線形、延長の変更が生じる①から④までの路線のみを図面に表示してございます。

正面のスクリーンをご覧ください。総括図で十和田市の概況を説明いたします。

十和田市の人口は現在、66,000人余りで、中心市街地を形成している部分がこの用途地域になりますが、ここに人口の約6割が居住しているという状況でございます。

こちらの赤い部分が、商業、近隣商業といった商業地域になっておりまして、旧国道4号線を中心に商店街が形成されています。ここと直交するように、十和田市のシンボルロードとして、幅員が36mの官庁街通りが整備されており、名前のとおり、市役所、市立病院、消防署などが立地しております。また、最近では十和田市現代美術館が整備されております。この中心部を囲むような形で、緑色で示された住居地域が配置されております。縁辺部には工業地域、準工業地域が設定されている状況でございます。

主な道路として国道が3本ございまして、中心市街地を迂回する国道4号線、4号線から八戸に向かう国道45号線、また、4号線から十和田湖へ向かう国道102号線があります。

それでは各路線の変更案について説明いたします。まずは、①3・4・3号稲生町本金崎線です。元々は前谷地本金崎線という名称で市内前谷地を起点に、市内本金崎に至る路線として都市計画決定されております。

路線の大半を国道102号線が占めております。起点から3・4・1号相坂井戸頭線までの約1,060mについては、幅員約11mの現道が整備されており、代替道路があること、また、今後の交通需要の増加が見込めないことから、この区間について都市計画決定を廃止するものであります。併せまして、この変更により起点が変わることから、名称を稲生町本金崎線に変更します。

廃止区間のうち①の位置から起点付近を撮影した現況写真です。幅員約11mの片側歩道で整備されております。②の位置から廃止区間の終点に向かって撮影した現況写真です。同じく幅員約11mの両側歩道で整備されております。

次に、②の3・4・4号稲吉西二十二番町線です。元々は市内稲吉を起点に、市内西二十二番町までを結ぶ路線として稲吉長根尻線として都市計画決定されております。

3・4・3号稲生町本金崎線から終点までの約1,380mについては、現道はなく、バイパスの整備が予定されていますが、今後の交通需要の増加が見込めないことから、この区間について都市計画決定を廃止するものです。合わせまして、この変更により終点が変わることから、名称を稲吉西二十二番町線に変更します。

廃止区間のうち①の位置から中間地点付近を撮影した現況写真です。ご覧の通り農耕車用の農道はあるものの、車道としては整備されておられません。

次に③の3・4・7号並木西吾郷線についてです。市内並木西地区内を通る路線として延長1,240mが計画決定されていますが、約9m前後の幅員で現道が整備されており、代替道路があること、また、今後の交通需要の増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止するものです。

①の位置から起点付近を撮影した現況写真です。幅員約9.5mで整備されております。②の位置から南小学校付近を撮影した現況写真です。幅員約9.5mで学校側に歩道が整備されております。③の位置から終点付近を撮影した現況写真です。幅員約8.5mの2車線で整備されております。

次に④の3・6・4号元町西下平線についてです。元々は市内長根尻を起点として、一本木沢までを結ぶ路線として長根尻下平線という名称で都市計画決定されておりました。起点から3・3・2号儀兵平千歳森線までの約1,080mの区間については、幅員約10mで現道が整備されており、代替道路があ

ること、また、今後の交通需要の増加が見込めないことから、この区間について、都市計画道路の決定を廃止するものです。併せまして、この変更により起点が変わることから、名称を元町西下平線に変更します。

廃止区間のうち、①の位置から起点付近を撮影した現況写真です。幅員約10mの片側歩道で整備されております。②の位置から終点付近を撮影した現況写真です。同じく幅員約10mの片側歩道で整備されております。

以上で、議案第1号「十和田都市計画道路の変更」についての説明を終わります。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成24年9月11日から24日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第1号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(各委員)

なし。

(山本議長)

ご意見、ご質問等ないようですので、お諮りいたします。議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号については原案どおり決することといたします。

次に、議案第2号「東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について、ご審議をお願いいたします。議案の内容について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは議案第2号「東北都市計画区域整備、開発及び保全の方針の変更(青森県決定)」、議案第3号「上北都市計画区域整備、開発及び保全の方針の変更(青森県決定)」について、一括して説明させていただきます。個別の議案の説明をする前に、まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について説明いたします。正面のスクリーンをご覧ください。

整備、開発及び保全の方針は通常「区域マスタープラン」と呼んでおりますが、平成12年の都市計画法改正により、すべての都市計画区域で定めることとなり、平成16年に県内の全ての都市計画区域で決定しております。県では、概ね5年ごとの都市計画基礎調査などを踏まえ、見直し作業を進めており、これまで21の区域で見直しを終えております。

国の都市計画運用指針では、整備、開発及び保全の方針は、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向を定めるものであり、用途地域、道路や土地区画整理事業など、具体の都市計画を実施するうえで、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの方向性を示すものとなっております。よって、この決定により具体的に土地に規制がかかるとか、道路の整備を行うといったものではありません。

整備、開発及び保全の方針において定めることは、大きく3点あります。1点目は、都市づくりの基本理念、市街地像。2点目は、区域区分を行うかどうかの選択。3点目は、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についての方針などを定めることになっております。

今回の見直しにあたっては、概ね5年ごとに行っている都市計画基礎調査の結果や、本格的な人口減少時代の到来、少子高齢化の進展、地球規模の環境問題、財政的な制約の顕在化等の社会情勢の変化を踏まえて行っております。

これらの状況を踏まえて、全県的な見直しを行っていますが、その見直しにあたり、「コンパクトな都市づくり」、「優良な農地や身近な自然・緑地の保全」の2つの視点で見直しを行っております。

この2つの視点について簡単にご説明いたします。1つ目の「コンパクトな都市づくり」ですが、これは市街地を縮めるという形態的な概念ではなく、現在の市街地をむやみに広げるのではなく、原則として、新たな市街地の拡大は行わず、既存ストックを有効に活用しながら、まちなかに商業、業務、住居などの都市機能を集めた都市づくりを行うことで、市街地と農地などの郊外の環

境が良好な状態で保たれ、かつ、歴史的・文化的資源も保全されることにより、持続可能な都市づくりを進めるということです。

2つ目の「優良な農地や身近な自然・緑地の保全」ですが、これは市街地周囲に広がる比較的大規模な優良農地が、本県の農業の発展に欠かせない重要な資源であり、また、身近な里山や自然環境は心に潤いを与え、郷愁を誘う農村景観を形成するなど、住民にとってかけがえのない存在となっております。「農林漁業との健全な調和を図る」という都市計画の基本理念に基づき、現在ある優良な農地や身近な自然・緑地を保全する都市づくりを進めるということです。

続きまして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しの状況について、簡単に説明いたします。参考資料の3ページにも記載していますが、赤枠で囲んである東北及び上北都市計画区域が今回の審議会にお諮りするものでございます。また、青枠で囲んである21の都市計画区域は前回までにご審議いただき、既に変更されているものでございます。残りの1区域につきましては、今後、変更内容がまとまり次第見直しをする予定となっております。

これが東北と上北の都市計画区域でございます。赤線で囲まれた区域で、北側が東北都市計画区域、南側が上北都市計画区域となっております。2つの区域は高瀬川の北側で1kmほど接しています。東側では小川原湖を挟んで三沢、西側は七戸、北側は六ヶ所、南側は十和田や六戸の各都市計画区域と接しています。区域の中心市街地はそれぞれ青い森鉄道の乙供駅、上北町駅周辺に形成されております。また、上北横断道路が整備予定となっております。それから、東北新幹線が上北都市計画区域を一部通過し、七戸十和田駅に至ります。

お手元の資料に戻りますが、「整備、開発及び保全の方針」の参考資料としましては、右上に資料1-1と記したA4縦のもの、右上に資料1-2と記したA3横の新旧を対照したものになります。本日は、A3横の新旧を対照した資料に基づき説明させていただきます。なお、本日の説明において、A3横の新旧を対照した資料について、「区域マス資料」と省略して呼ばさせていただきます。「整備、開発及び保全の方針」の説明に関しては、主に目標年次、区域区分の選択、都市づくりの基本理念、これらを中心に説明いたします。

それでは、議案第2号「東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について説明いたします。議案書は4ページからとなります。また、区域マス資料の1ページをお開きください。左側が変更前で、右側が変更後の新旧対照としております。朱書きしているところが変更箇所です。

目標年次ですが、概ね20年後ということで、見直しを終えた他の区域と同じく平成42年に設定しております。前回は基準年を記載していましたが、これは検討の参考とする国勢調査の実施年を記載していたものでございまして、今回の見直しでは平成17年となります。しかしながら、実際に検討を行った時期と相違があることから、今回は記載をしないことといたしております。

続いて区域マス資料2ページをお開きください。都市づくりの基本理念について説明いたします。

東北都市計画区域は、上北圏域のほぼ中央に位置し、西は八甲田連峰の山々を望み、東は小川原湖に接しており、南は同じ東北町である上北都市計画区域と接しております。この区域は恵まれた自然環境にあり、農業、畜産業、水産業を基幹産業とし、安全・安心な食糧供給基地となっております。

この区域では、隣接する上北都市計画区域と連携するとともに、これらの自然環境と都市がお互いに調和し、魅力を高めるよう『みどりの大地と小川原湖が調和した交流のまち』を都市づくりの基本理念としております。この基本理念に関しましては、平成22年3月に策定しました東北町都市計画マスタープランを尊重し、引用しております。

以下、3つの観点で基本理念を整理しております。1点目の「にぎわいのある、安全で快適に暮らせる都市づくり」においては、乙供駅周辺を中心商業地とし、その周辺を多様な世帯が住む住宅地とするコンパクトな都市づくりを進めるとともに、道路などの整備により誰もが快適に暮らせる都市づくりを進めることとしております。

2点目の「豊かな自然環境を活用した都市づくり」においては、森林や小川原湖などの自然資源を大切に保全していくとともに、親しめる自然として自然資源を活用する都市づくりを進めることとしております。

また、3点目の「地域個性を活かした、元気な都市づくり」においては、基盤となる第1次産業を柱としながら、自然環境にやさしい企業の誘致と共に、既存企業との連携による新産業の創出による元気な都市づくりを進めることとしております。

次に区域マス資料5ページをお開き下さい。区域区分制度を適用するかどうかの選択です。

現在、東北都市計画区域では区域区分を定めていない、つまり、市街化区域と市街化調整区域に分れていない、いわゆる非線引き都市計画区域となっております。本区域においては、人口は前回と同様に減少傾向となっております。

また、製造品出荷額等は横ばい傾向にあるものの、商業販売額は減少傾向にあります。このことから、当区域では、強い市街化圧力もなく、今後急激に産業が拡大する可能性も低いことから、これまでと同様に区域区分は定めないとします。

続きまして、区域マス資料6ページ以降の「主要な都市計画の決定方針」の変更につきましては、主に旧東北町と旧上北町が合併したことに伴う表現の修正や、上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合を図るための表現の修正となっています。

そのほかに変更した主な点としては、例えば、8ページをご覧ください。下段のほうになりますが、「b 主要な施設の配置の方針」の「鉄道」に、利便性の向上だけでなく、交通結節機能の強化を追加しております。また、12ページ中段の「② 主要な緑地の配置の方針」におきまして、下段の「d 景観構成系統」では、自然景観の保全を図るとともに、特に小川原湖について適正な維持・管理を図ることとしております。

以上で、議案第2号「東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」についての説明を終わります。

続きまして、議案第3号「上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について説明いたします。議案書は7ページからとなります。また、区域マス資料、右上に「資料2-2」と記してあるA3横の資料の1ページをお開きください。

目標年次は東北都市計画区域と同じく平成42年に設定しております。基準年についても、東北都市計画区域と同じく、国勢調査の実施年と実際に検討を行った時期とに相違があるため、今回は記載しないこととしました。

続きまして区域マス資料2ページをお開きください。都市づくりの基本理念について説明いたします。

上北都市計画区域は、上北圏域のほぼ中央に位置し、西は八甲田連峰の山々を望み、東は小川原湖に接しており、北は同じ東北町である東北都市計画区域と接しております。この区域は恵まれた自然環境にあり、区域内には温泉など観光資源が点在しております。

この区域では、隣接する東北都市計画区域と連携するとともに、これらの自然環境と都市がお互いに調和し、魅力を高めるよう『みどりの大地と小川原湖が調和した交流のまち』を都市づくりの基本理念としております。この基本理

念に関しましては、平成22年3月に策定しました東北町都市計画マスタープランを尊重し、引用しております。

以下、3つの観点で基本理念を整理しております。1点目の「にぎわいのある、安全で快適に暮らせる都市づくり」においては、上北町駅周辺の中心市街地は、空き店舗等の有効活用と公共施設の集積により利便性を向上し、集客力を高めることで、にぎわいのあるコンパクトな都市づくりを進めるとともに、道路などの整備により誰もが快適に暮らせる都市づくりを進めることとしております。

2点目の「水と緑の恵みと共に暮らす快適な都市づくり」においては、市街地周辺の農地への無秩序な開発を抑制するとともに、小川原湖などの自然資源を保全・活用する、豊かさとうるおいが感じられる快適な都市づくりを進めることとしております。

また、3点目の「広域交通を活かした交流の都市づくり」においては、東北新幹線や青い森鉄道、広域幹線道路とのアクセス性の向上を図り、観光などの産業が振興する都市づくりを進めることとしております。

次に区域マス資料5ページをお開き下さい。区域区分制度を適用するかどうかの選択です。

現在、上北都市計画区域も東北都市計画区域と同様に区域区分を定めていない、いわゆる非線引き都市計画区域となっております。本区域においては、人口は前回と同様に減少傾向となっております。また、製造品出荷額等、商業販売額はともにやや増加傾向にあるものの、既に工業団地が整備されており、今後急激に産業が拡大する可能性も低く、強い市街化圧力もないことから、これまでと同様に区域区分は定めないものとします。

続いて区域マス資料6ページ以降の「主要な都市計画の決定の方針」の変更につきましては、先ほどの東北都市計画区域と同じように、主に旧東北町と旧上北町が合併したことに伴う表現の修正や、東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合を図るための表現の修正となっております。

そのほかに変更した主な点として、例えば7ページでございますが、「② 土地利用の方針」の「d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針」では、既存市街地における公園・広場の整備を進めることを追加してございます。また、11ページの「① 主要な市街地開発事業の決定の方針」では、密集市街地での安全で快適な住環境の形成を図るため、狭隘道路の改善などを進めることを追加してございます。

以上で、議案第3号「上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」についての説明を終わります。なお、この2つの案件につきまして、都市計画法に基づき平成24年9月11日から24日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本議長)

ただいま、議案第2号、議案第3号について、一括してご説明いただきました。これらにつきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(氏家委員)

都市計画区域の策定というのは、変更できないというものなのではないでしょうか。なぜかと言いますと、東北町と上北町は2005年に合併していますが、それらが2つに分かれたままで計画案を出すというよりも、せつかく合併して1つの町になったのだから、1つにして出すべきだと私は思います。とくに、議案書の理由のところ、「一体の都市としての整備、開発及び保全を図るため、変更する」というふうに書いてあるのであれば、東北町として一体となって、ひとつの案にまとめるべきだと思うのですが、この点についていかがでしょうか。

(事務局)

氏家先生のおっしゃったように、1つの町ということで、将来的には町のビジョンにしたがって整理していくというのが本来の姿になると思います。ですが現在のところ、地域的には、青い森鉄道の乙供駅を中心とした狭い範囲での市街化があり、また、旧上北町では、そこからかなり離れたところに市街地があり、点在しているという形になっております。そのため今のところ、それぞれの都市計画区域の特徴を生かしながらまちづくりを進めておいて、最終的にはそれらを合体したいという東北町の意向もございまして、今回のような形になったということでございます。

(氏家委員)

地元がそのような意向だというのが一番の理由だと思うのですが、やはり何のために合併をしたのかという話になるので、県としてある程度の目安というか、今回はこれを認めるにしても、将来なるべく早い時期に、両方一つになったような都市計画案を策定したほうがいいのではないかと、素人ながら思いますので、希望として述べておきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

(山本議長)

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(氏家委員)

地質をやっている関係ですごく気になったのが、細かいところで恐縮なのですが、それぞれの案の最後のほうに、防災について書いてありますよね。例えば、東北都市計画区域ですと、12ページの下から2番目の②の「c 防災系統」のようなところ。先ほど会長が言われた3.11ではたいへん大きな被害が出ましたが、ここにはなんのための防災かということが書いておらず、核燃や原子力のことは私もよくわかりませんが、それは難しいとしても、少なくとも津波に対する防災ということも、何かしら付け加えたほうがいいのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

(事務局)

津波ということで、先日県で津波の浸水区域が公表されましたが、太平洋側では浸水エリアに入るところが出てくるかと思いますが、東北と上北については、レベル2くらいの津波の想定からも外れるエリアになってございますので、今回は津波に特化した防災という書き方はいたしませんでした。

(氏家委員)

わかりました。

(山本議長)

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは議案第2号、第3号それぞれ別に決議したいと思います。議案第2号については、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

ご異議ないようですので、議案第2号については原案どおり決定することといたします。

議案第3号については、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

ご異議ないようですので、議案第3号については原案どおり決定することといたします。

—滝沢委員中座—

次に、議案第4号「八戸都市計画臨港地区の変更（青森県決定）」について、ご審議をお願いいたします。議案の内容について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号「八戸都市計画臨港地区の変更（青森県決定）」について、説明いたします。お手元の資料のうち、議案書は10ページ、参考資料は5ページになります。

まず、臨港地区について簡単にご説明いたします。都市計画法第9条第22項において、臨港地区とは港湾を管理運営するために定める地区と規定しています。岸壁や埠頭といった港湾施設のほか、工場等が立地する用地や緑地なども併せて指定されます。臨港地区が指定されますと、港湾法により一定規模以上の工場または事業場の新設や増設をする場合は、届け出が必要となります。

八戸港は、重要港湾に指定されており、港湾法に基づく港湾計画が策定されております。港湾計画は、港湾を計画的に開発・整備するとともに、適正に管理・運営・保全するための基本的な計画です。臨港地区の指定は、この港湾計画と整合を図ることとなっており、今回、変更を予定している地区において、事業の実施が確実となったことから、これに合わせて臨港地区を変更することといたしました。

それでは、具体的な変更内容についてご説明いたします。正面のスクリーンをご覧ください。

これは、今回変更する地区の位置を示した図です。緑の線で囲まれた薄い緑色の部分が、八戸都市計画区域において現在定められている臨港地区です。今回、変更する地区は、八戸市庁舎より北へ2kmほど行った八戸工業港に面した地区です。この地区を臨港地区に追加指定することにより、既存の港湾区域と一体的な整備・管理を行うこととします。この変更に伴い、臨港地区は706haから707haとなります。

これは、今回の変更地区周辺を拡大したものです。八戸工業港に面し、既存の臨港地区に隣接し、南側には沼館ショッピングセンターピアドゥなどの商業施設がございます。面積は約0.7haで、以前は陸地でしたが、旧八戸漁連ドックの船揚場のために掘り下げられ、現在は水面となっております。今回、この土地を港湾計画に基づき、緑地とするために改めて埋め立てることとなりましたが、この埋立事業の実施に当たり、国と調整したところ、埋立事業を行う前提として臨港地区の指定が必要になったため、変更することといたしました。埋立事業は、平成25年度末までの予定となっております、埋め立て後は緑地として整備される計画となっております。

これは八戸港港湾計画図です。青線で囲まれた区域が今回追加指定する区域で、ご覧のとおり緑地として整備する計画となっております。

これは現在の航空写真です。赤線で囲まれた区域が今回追加指定する区域です。現在は水域ですが、埋め立てをする予定となっております。

以上で、議案第4号「八戸都市計画臨港地区の変更」についての説明を終わります。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成24年9月18日から10月1日に変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第4号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(福士委員)

この箇所の3.11の時の津波被害がどうであったか、もしわかったら教えてください。

(港湾空港課)

港湾空港課・港湾整備推進グループの西崎と申します。ちょうど3. 11の時は、このあたりは1 mくらいの浸水があったということでございます。このあたりは小さな造船所などがあるのですが、そこの方々はシンフォニープラザのほうに逃げて助かっているという状況だったと思います。

また、震災後はこの周辺には泥が堆積し、ケーズデンキには1階部分に浸水がございました。

(山本議長)

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

滝沢委員はお戻りになりますか。

(事務局)

中座なさいました。

(山本議長)

わかりました。福士委員のご質問は、単に浸水の確認だけでよろしいですか。むしろこれに関連して、防波堤や防潮堤についての考えを聞きたいのかなとも思いましたが、とくにそういった趣旨ではございませんか。

(福士委員)

マスタープランでそこまで突っ込んでいいのでしょうか。

(山本議長)

ご指摘のとおりです。その点はよくお分かりのようですね。

ほかにご意見、ご質問等ないようでしたら、お諮りいたしたいと思います。議案第4号については、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第4号については原案どおり決定することといたします。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対して、4つの案件が原案のとおり議決された旨、答申することといたします。それでは、進行を司会にお返しいたします。

(司会)

皆様方には、長時間に渡りご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、第135回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

この議事録が、審議の内容と相違ないものと認め、署名押印する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署 名 者 \_\_\_\_\_ 印

署 名 者 \_\_\_\_\_ 印